中小企業者等

区 分	対 象
中小企業者	以下の(1)及び(2)の要件を満たす中小企業者
	(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業
	者で以下に該当しないもの
	ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業
	が所有
	イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
	ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上
	を占めている
	なお、「大企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条
	に規定する中小企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。
	(ア) 中小企業投資育成株式会社
	(イ) 投資事業有限責任組合
	(2) 東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること
組合等	以下の(1)及び(2)の要件を満たす組合等
	(1) 以下のいずれかに該当すること
	ア中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律代185号)第3条1項に
	規定されている中小企業団体
	イ商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定されている法人
	ウその他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、そ の直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法
	(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であるもの
	エ一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に
	規定する一般社団法人及び一般財団法人
	オ特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定されている特定非営
	利活動法人
	カ任意グループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企
	業者の利益となる事業を行うもの)
	(2) 東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること